

ロールズは正義に何を求めたのか

—自由と平等の観点より—

学籍番号：1151020072

名列番号：037

氏名：高尾友子

指導教員：足立英彦 教員

提出年月日：2015年1月14日

論文要旨

ロールズは「無知のヴェール」「公正としての正義」など、独自の正義の構想を提唱し、大きな評価を得た。しかし私は、当初「これはただ社会構造が正義にかなうか否かの評価基準を提示しただけで、ロールズは決して正義にかなう社会を目指しているのではないのか」「彼はどのような社会を理想としていたのか」という疑問を抱いていた。また、彼の「正義」の構想における自由と平等の立ち位置・価値観も曖昧なように感じられた。

したがって今回は、ロールズの目指した理想社会とはどのようなものだったのか、またそれを実現するために彼が提唱した正義のあり方とは、という基本に立ち返ったテーマについて明らかにしていく。そのために、第1章ではロールズ正義論概要、第2章ではそもそも正義・正義論の定義を再確認する。そこで「彼の」想定している正義・正義論の役割も明確にしたのちに、第3章にて公正としての正義の内容、解釈、正義論におけるその分類と役割などを整理したい。その上で、第4章では考察・まとめとして、先に提示した当初の私自身の疑問点にこたえるべく、ロールズにとっての正義と自由、そして彼が何をもって「平等」をとらえ、何をめざして正義論を唱えていたのか、という点を私の意見として提示する。

目次

はじめに

第1章 ロールズ正義論概要

第2章 そもそも正義・正義論とは

第1節 「正義」と〈justice〉の違い

第2節 ロールズ『正義論』における正義論と正義

(1)正義論

(2)正義の役割

(3)正義の立ち位置

第3章 正義・自由・平等

第1節 第二原理

(1)自然本性的自由の体系

(2)リベラルな平等／自然本性的な貴族制

(3)デモクラティックな平等

第2節 正義の理論の分類

(1)理想的正義論と非理想的正義論

(2)〈幅が縮減された自由〉

(3)〈不平等な自由〉

第3節 「平等」という価値観

(1)矯正原理と格差原理

(2)平等の内容

第4章 考察・まとめ

第1節 「正義」と「自由」、議論体系とその解答

(1)正義の議論体系と「公正としての正義」の立ち位置

(2)ロールズにとっての自由

(3)優先ルール

第2節 まとめ

おわりに

はじめに

ロールズの正義論は「無知のヴェール」「公正としての正義」などのロールズ独自の正義の構想により注目を浴びた。今回はその中でも、ロールズの考える「自由」と「平等」の関係性に着目しながら、ロールズの目指した理想社会とはどのようなものだったのか、またそれを実現するために彼が提唱した正義のあり方とは、という至極根本的な、しかし重要なテーマについて明らかにしていきたい。そのために、まずはロールズの正義論の概要、そして彼の想定している正義・正義論の役割を明確にしたのちに、公正としての正義の内容を吟味し、彼の考える正義について形作っていくこととする。

第1章 ロールズ「正義論」概要

ロールズは、正義の原理を導き出すために「純粹に仮説的な」原初状態を想定する。ここでは人々の偶然的な違いが結果的に誰かを有利にしたり不利にしたりすることの無いよう、「無知のヴェール」なるものが導入され、それに覆われている人々は誰も①自分の境遇・社会的地位や身分・資産や能力・知性・体力その他の分配・分布においてどれほどの運・不運をこうむっているかも知っておらず、さらに、②契約当事者たちは各人の善の構想やおのおのに特有の心理的な性向も知らない。

そのような状況で、契約当事者たちは正義の原理を選択する。判断する目的物は社会の基本構造であるが、これは具体例ではなく諸原理である。彼らは基本構造(のリスト)の中から最もふさわしいであろうものを選択する。

そしてそれを選ぶ際に使われる手法が、ロールズによるとマキシミン戦略(マックス・ミニマム)のようなのだと主張される。マキシミン戦略とは、想定しうる選択肢の中で自らがこうむる最悪の結果を比較し、その結果が一番ましなものを選ぶという方法である。原初状態の当事者たちは無知のヴェールのおかげで自分たちの社会における立ち位置的なものの情報が全くない状態にいる。したがって、自らが社会の最底辺にいることを想定した中で、最も望ましい結果の出る選択肢を選ぶはずであり、その選択肢こそがマキシミン解であるとロールズは主張する。

そうして選択されるであろう原理が、「公正としての正義」である第一原理と第二原理である。

第一原理各人は、平等な基本的諸自由の最も広範な全システムに対する対等な権利を保持すべきである。ただし最も広範な全システムといっても〔無制限なものではなく〕すべての人の自由の同様〔に広範〕な体系と両立可能なものでなければならない。

第二原理社会的・経済的不平等は、次の二条件を充たすように編成されなければならない。

(a) そうした不平等が正義にかなった貯蓄原理と首尾一貫しつつ、最も不遇な人びとの最大の便益に資するように。(b) 公正な機会均等の諸条件のもとで、全員に開かれている職務と地位に付帯する〔ものだけに不平等がとどまる〕こと。¹

さらにロールズはこの原理において、第一原理は第二原理に優先するとする優先ルールを付加している。ロールズが提唱した公正としての正義の概要は以上のようなものであった。

第2章 そもそも正義・正義論とは

この部分では、第1節で仲正昌樹著の『いまこそロールズに学べ』を参考に、正義や正義論の一般的な役割について確認した後に、第2節においてロールズ自身の「正義論」「正義」の定義づけ、役割や議論の領域を明らかにしていく。

第1節 「正義」と〈justice〉の違い

「正義」と〈justice〉の違いについて、次のような違いに着目する必要がある。日本における「正義」という言葉は、一般的に主観的であり、日本のヒーローが自らのその信念に基づいてそれを追及するようなものである。つまり、「正しいこと」そのものであることが多く、正義の内容はそれぞれ個人の価値観によって異なることもある。法やルールなど制度への適合性としての「公平さ」の問題を超越したものであり、制度としてではなく、個々の価値観により信じられるものという印象が強い。

一方、英語の justice は客観的であり、法やルールに基づいて「公平に」judge されるものである。つまり、すべての当事者を一般的ルールに従って公平に扱うことを指す。正義論における正義とは、ほとんどこちらの意味で使われている。

「正義論」と呼ばれる分野では、「正義」の本質である「公平さ」はいかにすれば達成されるのか、個別の領域における諸「正義」を相互に矛盾がないように体系化することは理論的に可能か、万人が合意できるような「正義」の原理はあるのか、「正義」の原理に基づいて法や政治の制度を構築することは各人の「自由」と両立するのか、といったことが議論される。²

つまり一般的に言う正義論の領域における論点とは、

- ① 「公平さ」の達成はいかにすればなされるのか…公平の達成の定義・理想像の提示
- ② 諸「正義」の体系化(の可否/可能ならばその結果)…個々の正義の整合性の論証

¹ ロールズ『正義論』第5章第46節(402頁17～403頁7行目)(Rawls, *A Theory of Justice*, p. 266)

² 仲正昌樹『いまこそロールズに学べ』18頁

③「正義」の原理…①を達成するための原理の提示

④「正義」と「自由」との両立…正義と自由は両立するか、するならばその根拠の4つに分類されるということになる。

第2節 ローラズ『正義論』における正義論と正義

(1)正義論

ローラズは、著書『正義論』において本書のねらい、つまり「正義論」の役割を次のように定めている。①社会契約の伝統的理論を一般化し、抽象化の程度を高めること②功利主義よりも優れた正義に関する体系的な説明を提供すること。彼は従来功利主義がなしていた構想にとって代わるような自らの構想こそが、正義/不正義を見分ける私たちのしっかりした判断にいちばん近似しており、デモクラシーの精神と制度を兼備した社会の道徳的基盤として最もふさわしいものとなる、と主張している。ただし、提唱する見解に独創性はなくカント的なものであるとローラズ本人も正義論本文において認めており、あくまで古典的で周知の理念を一般的な枠組みへとまとめあげ、一般的な正義の原理としての効力、影響力を発揮することを目標としている。

(2)正義の役割

次に、「正義」の役割について。彼はその役割を、社会的な協働によって生じる相対的利益の分配を規定する複数の社会的編成のどれを選ぶか・分配上の取り分に関する合意事項を確定することであり、社会の基礎的諸制度における義務と権利の割り当て方を規定するとともに、社会的な協働がもたらす便益と負担の適切な分配を定めることとしている。

また、正義/不正義の判断の対象となるのは常に社会制度のみであり、人や人の行為には向けられないとしている。

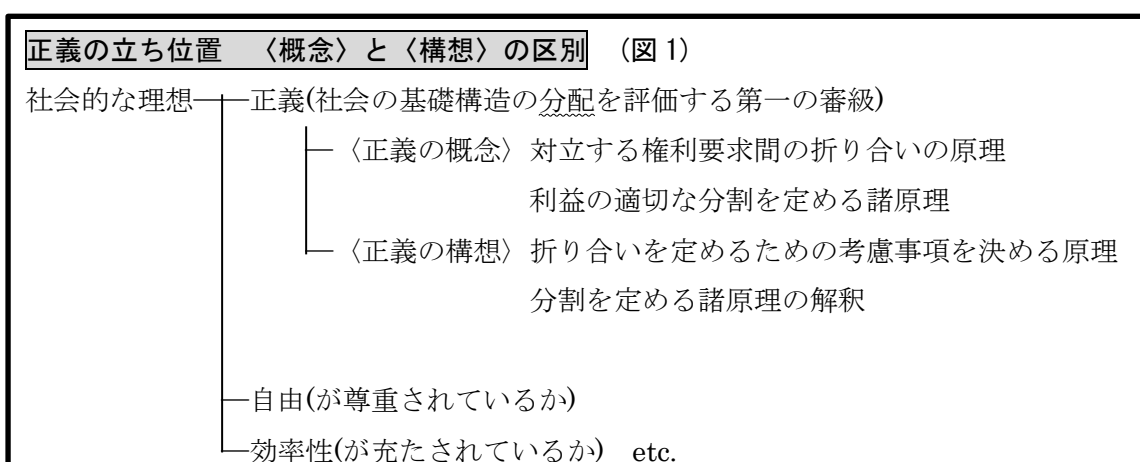
「多種多様な物事に関して、正義や不正義という形容表現が施されている。法律や制度といった社会のシステムについてだけではなく、意思決定、判断、責任転嫁といった多くの種類の特定の行為に関しても、正義にかなっているかとか反しているかとかが語られる。さらに私たちは、人びとの態度や性向・構え、その人自身をも正義や不正義であるとみなす場合がある。しかしながら、ここでの論題は社会正義に絞られている。本書において、正義の第一義的な主題〔＝「正義/不正義」という賓辞が優先的に付されるべき主語〕をなすものとは、〈社会の基礎構造〉——もっと正確に言えば、主要な社会制度が基本的な権利と義務を分配し、社会的協働が生み出した相対的利益の分割を決定する方式——なのである。」³

(3)正義の立ち位置 —— 〈概念〉と〈構想〉の区別

さらに、ローラズは正義の立ち位置について、「正義の概念」と「正義の構想」とを使い

³ ローラズ『正義論』10頁 (Rawls, *A Theory of Justice*, p. 6, l. 22)。

分け、さらには正義とは別に、「社会的な理想」というさらに根本的な概念を使って説明している。まずロールズは、社会的な理想と正義とは別物だと主張する。理想となる社会のモデルを考えるにあたり、様々な観点が必要になる。自由は保証されているのか、効率が悪くないか、そのような様々な視点がある中で、社会の基礎構造の分配を評価する第一の観点が「正義」だという。その中でさらに、「正義の概念」と「正義の構想」とに分類して論理を展開している。「正義の概念」とは、対立する権利要求間の折り合いの原理であり、利益の適切な分割を定める諸原理である。これに対して「正義の構想」とは、折り合いを定めるための考慮事項を決める原理であり、利益の分割を定める諸原理の解釈もこれにあたる。ロールズが提示した正義の原理とは、正義にかなった構想であるとされている。



一般的な平等原理を例にとって考えてみよう。平等原理は、実質的平等と形式的平等の段階に分けることができると言われている。形式的平等は「等しきものは等しく扱え」とのキャッチフレーズがあるように、平等とはどのようなものか、平等の「概念」を表す段階である。正義の概念もこれと同様に、正義の果たす役割、どのような原理なのかを説明する段階が正義の「概念」である。次に、もう一段階掘り下げてそれらの原理を考えたときに登場するのがロールズの言う「構想」の段階である。平等原理においては実質的平等がこれにあたる。「等しきものは等しく扱え」とは言ったものの、では「等しきもの」とはどのようなものを指すのか。人はみな人であるから等しきものとするのか、男性は男性同士等しく、女性は女性同士等しいが、男女は身体的にも異なる点があるから違う扱いをした方がいいのか、などなど、何を「等しきもの」とすべきかが問われることとなる。「正義の構想」も同様に、正義の「概念」は折り合いの原理であったのに対して「構想」は折り合うために何を考慮に入れるべきかを定める原理であり、正義の「概念」は利益の分割を定める原理であるのに対し、「構想」はその分割を定める諸原理の「解釈」である。「概念」の段階では道徳的にその原理への同意や共通認識が得られることが多いのに対し、「構想」は個々人の価値観によって意見に相違が出てくる段階でもある。そして、個々の論点や制

度によって——例えば選挙権は成人男女を「等しきもの」とするが、生活保護制度では各世帯の所得をもって「等しきもの」として扱う、などの——それらに対応したふさわしい結果を生み出すことが可能であることも、「構想」の特徴である。それを正義の部門に還元すると、「権利義務関係が対立した場合は折り合わなくてはならない」「協働によって得られた利益は適切に配分しなくてはいけない」という点ではおそらく多くの人の共感が得られるが、では「どのように折り合うのか」「適切な配分とはどうあるべきか」という点がポイントであり、各制度に応じて適切に定めなくてはならない、ということである。

一般的な正義論だと、正義の概念・構想の段階を一体化(批判的に言うならば混同)し、「公平とはこのような社会であるから、折り合いの仕方・適切な配分の導き出し方はこのようにあるべきだ」と説くスタイルのものもある。しかしロールズは、自らの提示したいものを正義の「構想」、正義の役割を社会の基礎構造の「選択」としており、ある基礎構造が正義にかなっているのかあるいは不正義なのか、それらを判断するものだと主張している。したがって、少なくともその評価基準としてふさわしいと彼が考えたものが、先ほど挙げた公正としての正義の第一・第二原理なのであろう。では、社会的な理想を評価する「自由」という観点と、公正としての正義の原理に出てくる「自由」とはどのような関係性にあるのか？理想社会の評価観点として「自由」の観点が独立して存在するとした場合、これらは理論体系として矛盾しないのか？そして、そのような正義の構想としての評価基準を掲げたロールズはいったいどのような正義の概念や理想社会を思い描いていたのだろうか？

第3章 正義・自由・平等

この章では、実際にロールズが提唱した正義、つまり「公正としての正義」の内容、それに加えてロールズが自由と正義の理論との関係性や平等についてどのように捉えていたのかを確認していく。

先ほども述べたように、正義の二原理は社会の基礎構造に対し第一義的に適用され、権利と義務の割り当てを律し、社会的・経済的諸利益の分配を統制する。ロールズによると、ここでいう社会の基礎構造は二つに区分されるとする。

①平等で根本的な諸自由を規定し確保する社会システムの側面

②社会的・経済的不平等(の許容範囲)を指定し固める側面

その上で彼は、①の場合は第一原理が、②の場合は第二原理が適用されるべきだと主張している。つまり、社会の基礎構造は分類または場合分けされ、それぞれ第一原理を適用すべき場合と第二原理を適用すべき場合とに分けられるということなのだろう。では彼は、その分類を具体的にどのように行うべきと考えたのだろうか。

第1節 第二原理

第二原理 社会的・経済的不平等は、次の二条件を充たすように編成されなければならない。(a) そうした不平等が正義にかなった貯蓄原理と首尾一貫しつつ、最も不遇な人びとの最大の便益に資するように。(b) 公正な機会均等の諸条件のもとで、全員に開かれている職務と地位に付帯する〔ものだけに不平等がとどまる〕こと。

本来の順序は逆であるが、先に公正としての正義の第二原理について理解を深めたい。第二原理において着目すべきポイントは二点ある。①不平等が認められる場合の判断の視点を「もっとも不遇な人々」におくこととした格差原理を採用したこと、さらに②全員に開かれている職務と地位に付随する不平等について「公正な機会の均等という条件のもとで」という前提条件をおいたことである。

ロールズは①については格差原理と効率性原理、②については公正な機会均等としての平等と才能に開かれたキャリア(職業選択)としての平等とを対比し、これらを組み合わせた体系を下図のように「自然本性的自由の体系」「リベラルな平等」「自然本性的な貴族制」「デモクラティックな平等」と名付けた。

	才能に開かれた キャリア(職業選択) としての平等	公正な機会均等 としての平等
効率性原理	自然本性的自由 の体系	リベラルな平等
格差原理	自然本性的な 貴族制	デモクラティックな平等

ここでは、これらの特徴を確認しながらデモクラティックな平等の妥当性を主張したロールズの主張を整理していく。

(1) 自然本性的自由の体系

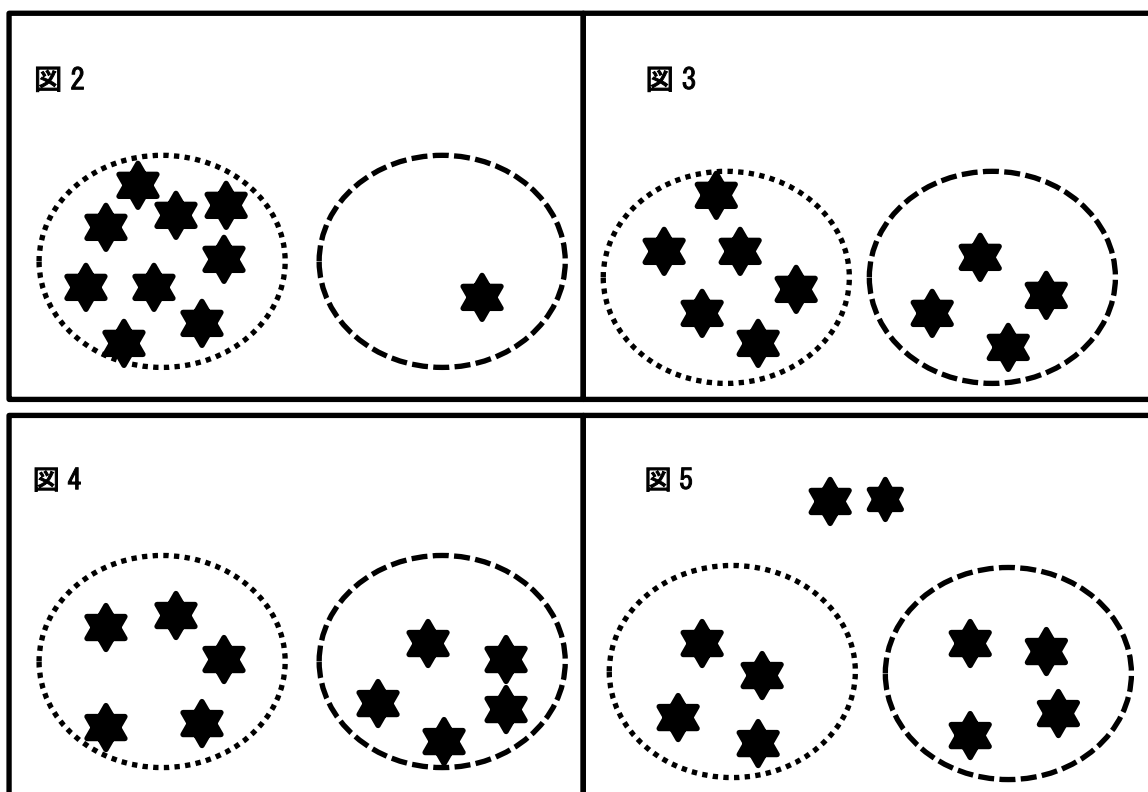
この体系は効率性原理をみだし、地位を求めて努力する意欲と能力を兼備した人々に諸々の地位が開かれる(才能に開かれたキャリアとしての平等)とされる。

効率性原理とは、ロールズによるとパレート最適原理を定式化したものだという。つまり、他の人びとの暮らし向きを悪化させることなく、ある人々の暮らし向きを改善する余地がなお存在する場合、財の配分あるいは生産の制度枠組みは非効率である、とされる。ちなみに、これらの原理による基礎構造の変革に際し、他の諸原理(第一原理や第二原理のb部分)に矛盾することは許されない。

これらを踏まえて実際に我々が理想的な、あるいはより正義にかなった基礎構造を選択する場面を想像してみると不都合が生じる、と彼は主張している。というのも、効率性をみだした基礎構造が複数存在する場合が想定可能だからである。効率性原理においてはパレート最適原理を満たしていればよいため、それらはすべて無差別とされるが、それでは

理にかなわないというのがロールズの主張である。

もう少し具体的に効率性原理にもとづいた想定をしてみよう。ここでは分かりやすくするために、世界には同一価値の財 10 個しかなく、人間も二人しかいないものと仮定する。この 10 個の財の分配を考える時、効率性原理では、「他の人びとの暮らし向きを悪化させることなく、ある人々の暮らし向きを改善する余地がなお存在する場合、財の配分あるいは生産の制度枠組みは非効率」であるから、逆から考えると、10 個すべて余すことなく 2 人のどちらかに分配されていけばよいとされる。次に提示する図 2~5 はこれをモデル化したものだ。



点線の円は二人の人間それぞれの取り分、星は財をあらわしている。これらの中で効率性原理をみたすものはどれか。言わずもがな図 2~4 の場合である。しかし、図 2 の場合は財の配分が大幅に偏っているのに対し、図 3、図 4 となるにつれてその配分が平等になっていくのがお分かりいただけると思う。しかしパレート最適、および効率性原理においては図 2、3、4 を差別化する原理、つまり効率的な配分の中でどれがもっとも望ましい状態かを定める原理は存在しない。また、図 5 のように 2 人の取り分は平等であっても財が完全に活かしきれていない場合は望ましくないとされる。

さらに、「才能に開かれたキャリアとしての平等」では、職業選択において全ての人にアクセス可能性は担保されるが、才能や地位などの初期配分は自然本性的な偶発性によるものであり、社会的な偶発性の影響が大きくなってしまうとロールズは主張する。というのも、

この原理では、地位や財力のある家庭に生まれようが周囲の環境による育ちが幾分悪からうが好きな職業に就く自由は保証されているが、その生まれもったハンデ(財力や才能の違いをハンデととらえるかはまた別問題だが、少なくともロールズはこれらの違いを不平等と感じている)を是正すべきとはしないためである。

これら 2 点をもってロールズは自然本性的自由の体系は妥当でない、という結論を導き出した。

(2)リベラルな平等/自然本性的な貴族制

次は公正な機会均等原理と効率性原理によってかたちづくられる「リベラルな平等」についてである。と言っても、既に効率性原理らの問題点は指摘したため、ここで再度問題点を挙げることは得策ではないと考えられる。自然本性的な貴族制についても同様である。しかし、ロールズ『正義論』の該当箇所において彼の価値観をより鮮明に表しているであろう印象的な部分があったのでここに引用しておく。

「たとえ〈リベラルな〉構想が社会的な偶発性の影響力を取り除く上で申し分なく機能したところで、その構想は富や所得の分配を能力や才能の生来の分配が決定することを依然として容認してしまう。(中略) 所得や富の分配を歴史的・社会的な運/不運任せにする理由がないように、生来の資産の分布に委ねる理由もない。(中略) 生来の潜在能力がどれほど発達し結実するかの度合いは、あらゆる種類の社会的な条件と階級ごとに異なる態度によって影響をこうむる。努力しようとする意欲、挑戦する意欲、さらに(普通の意味での)功績や資格を手に入れようとする意欲といったものさえ、幸福な家庭と社会的状況とによって決まってしまう。同じような生来の資質・賦存を有する人々に対して、達成や教養の平等なチャンスを確認するのは実際上不可能なのだから、この事実を認めたいうで生来のめぐりあわせ自体の独断・専横的で根拠のない影響をも緩和してくれる、ひとつの原理を選択したいと望んでもよからう。」⁴

(3)デモクラティックな平等

最後に、彼が妥当だと提唱した「デモクラティックな平等」について。これは最終的な第二原理にもあるように、格差原理と公正な機会均等としての平等を担保する考え方である。この原理では、先の効率性原理で指摘された、複数の正義にかなった場合における無差別状態の発生(第Ⅲ章(1)自然本性的自由の体系、参照)という不確定要素を排除できる。といっても、基礎構造が正義にかなっているかを判断する際に個々の人々の置かれている状況を一つ一つ比較するわけではなく、判別の際の特定の地位を選出することによってそれを可能にする。これが第二原理における「最も不遇な人々」の位置付け、役割である。つまり、デモクラティックな平等を目指す立場では、そもそもの大前提として個々の人を一定のグループにグルーピングし、そのグループの代表(グループ内の人々はみな等しき

⁴ ロールズ『正義論』第 2 章第 12 節(100 頁 9~20 行目)(Rawls, *A Theory of Justice*, p. 64, l. 1~18)

ものとみなされるのでつまりはそのグループ内の個人)同士を比較していく。その上で、もっとも恵まれない人々がより利益を得られる不平等ならば正義にかなうとみなすし、よりその利益が多い方がより正義にかなうという判断ができるのである。効率性原理では正義にかなうかという問いに対する答えは常に「Yes.」または「No.」の二択だったのに対し、格差原理ではケースAとケースB両方とも正義にかなう場合でもどちらがより正義にかなうかを判断できるのである。

以上のことより、第二原理(b)は、そもそものグルーピングが「公正な機会の均等という条件のもとで全員に開かれている職務と地位に付随するもの」であるべきだし、それに基づいた（もちろん第二原理(a)も同時に満たすような）不平等ならば認められる、という条件を提示しているのである。

第2節 正義の理論の分類

次に、ロールズは正義の理論体系についてどのように考えていたのか、という点を確認しておきたい。この問題について、ロールズはロールズ『正義論』第4章第39節の部分にて一定の説明を施しているので、この節ではその内容をまとめていく。以下では、この節の記述に基づいて私が作った正義の理論の分類表を参照しながらその理論体系について確認していきたい。

正義の理論の分類表			
項目			
正義の理論の分類	<理想状態を扱う理論>	<理想的ではない状態を扱う理論>	
どのような理論か	・厳格な遵守を想定 ・好ましい状況下の秩序だった社会を特徴づける原理の案出	・理想的な正義の構想が選択された後で捻出される理論	
どのような段階か	・完全に正義にかなった基礎構造とそれに対応する人々の義務・責務の構想 ※(ロールズが)主に関心を置く部分		
理論の役割・特徴	・達成すべき正義にかなった社会の構想の提示、 ・それに伴う理想からの乖離度の判断	・(理想状態の方が先なので、)この段階にきてはじめて当事者たちが人々をあまり幸福にしない状況下ではどの原理を採用すべきかを問うようになる	
基本的な諸自由の制限の分類		(1)平等だが幅が縮減されている <幅が縮減された自由>	(2)不平等 <不平等な自由>
制限はどこから導かれるか		自然本性的な限界・偶発性 あるいは歴史的・社会的偶発性	社会制度編成・個人の振る舞いに既に存在
		制約が正義に適うかという問題は発生しない	
この場合の論点		人間の暮らしの不可避的な限界や偶発性に対処する最善の方法は何か	正義はどのように不正義に対処せよと私たちに要求するのか
理論の構成のもととなる原理		自然本性的な限界および歴史的偶発性への調整を律するための原理	不正義に対処するための原理

(1)理想的正義論と非理想的正義論

この表を見れば明らかなように、ロールズは正義の理論をまず2つの場合に分類している。それが、<理想状態を扱う理論>と<理想的ではない状態を扱う理論>である。ここで

は分かりやすく「理想的正義論」と「非理想的正義論」と呼ぶこととする(筆者名づけ)。

理想的正義論は、達成すべき正義にかなった社会の構想・原理の提示を行った上で、それに基づいて現実世界はいかに理想より乖離しているかを我々が推し量ることを可能にする、とされている。一方の非理想的正義論とは、理想的正義論によって理想的な正義の構想が提示された後で捻出される理論であり、自由が制限されている状態を想定する。

「非理想的正義論」の中で、ロールズは自由の制限の種類によってさらに2つの分類をおこなう。それが〈幅が制限された自由〉の場合と〈不平等な自由〉の場合である。前者は平等であるが自由の幅が(おそらく一律に)制限されている状態なのに対して、後者は不平等な自由の制限を受けている状態である。

(2) 〈幅が縮減された自由〉

ロールズ『正義論』第39節の一節をここに参照しておく。

「第一の種類では、人間の暮らしの自然本性的な限界および偶然性、あるいは歴史的・社会的偶発性から、制限は導かれうる。こうした制約が正義にかなっているかどうかという問題は発生しない。たとえば、好ましい状況下にある秩序だった社会においてさえ、思想及び良心の自由は理にかなった統制の対象であり、また参加原理の範囲も統制される。こうした制約は大なり小なり政治生活の恒久的条件に由来している。他には、子どもの縮減された自由のように、人間がおかれた自然本性的な特徴に対応してなされた調整がある。」⁵

つまり、〈幅が縮減された自由〉とは、文字通り自由に制限が加えられてはいるが平等な状態を指しているため、正義にかなうか否かという問題は発生しないという。この場合考えられるべきは「人間の暮らしの不可避的な限界や偶発性に対処する最善の方法はなにか」ということであるとロールズは主張する。その理論の構成は自然本性的な限界および歴史的偶発性への調整を律するための原理である。その理論の中でも、ロールズは「自然本性的な限界に対処する部分」と「〈部分的な遵守〉を扱う部分」とに区分できるとした。

(3) 〈不平等な自由〉

一方の〈不平等な自由〉の場合、文字通り自由は不平等に制限されている状態であり、その制限は社会制度編成や個人の振る舞いに存在しているとされる。ここでは、正義はどのように不正義に対処せよと私たちに要求するのかが論点となり、不正義に対処するための原理が探究される。

第3節 「平等」という価値観

ここでは、ロールズの思想の土台となった「平等」について彼がどのように考え、理想像を描いていたのか、彼の価値観を探る。

⁵ ロールズ『正義論』第4章第39節(329頁14～330頁2行目)(Rawls, *A Theory of Justice*, p. 215, l. 6～15)

第3章第1節のリベラルな平等／自然本性的な貴族制の部分でも引用したが、ロールズは生まれ落ちた幸運な境遇や社会的地位に値する人など存在しない、全ての人はその意味で平等であるべきだと考えている節がある。ロールズ『正義論』第2章第17節には平等、とくに格差原理と矯正原理の関係性と、我々の課題についての言及があるので、まずはその部分で彼が主張していることをまとめておく。

(1) 矯正原理と格差原理

ロールズによると、矯正原理とは、生まれの不平等と自然本性的な(才能や資産の)賦存の不平等は不当なものであるから、何らかの仕方で補填されなければならないため、それらを平等の方向へと矯正するものである。絶対的なものではなく、正義の構想の基本要素のひとつを表すものであり、最も恵まれない人々の長期的な予期を改善するべく働く。これに対して、格差原理は矯正原理によって持ち出される複数の考慮事項に対して、それぞれの相対的重要性を割り振るものである。これらは同一ではなく、格差原理は矯正原理の意図するところの一部をなすものであり、諸々のハンディキャップ(不利な条件)を解消する試みを社会に要求することはない、とされている。

(2) 平等の内容

次に、ロールズの求める平等の程度・内容について考察を深める。ロールズは著書『正義論』第2章第17節において、このように語っている。

「卓越した生来の賦存を有し自らの発達を可能にする優秀な性格特性を備えている個人には、他の人々の暮らしの改善に寄与しない形で自分たちの便益の増大を可能にしてくれる、協働の制度枠組みを要求する権利がある」とまで言い張ることは、誤っている。

(中略) 生まれもった賦存の分配・分布におけるそれぞれの境遇に私たちが値するものでもない。」⁶

つまり、より卓越した生来の能力を持つに値するものは誰一人いないし、より恵まれた社会生活のスタート地点を占めるに値するものもない、だからと言って諸差別を無視・廃絶するのではなく、そのような偶発性が最も不運なひとびとのために機能するよう基礎構造を編成すべきである、という価値観がロールズ思想の根本にあるように思われる。それこそが彼が正義に求めた平等の担保の程度であり、だからこそ彼は正義の第二原理を提唱し、自由が不平等に制限される場合によりよい結果を目指すための原理としたのではないだろうか。

第4章 考察・まとめ

私は、公正としての正義の第一原理とは「理想的正義論」における理想的な指針として

⁶ ロールズ『正義論』第2章第17節(140頁8～13行目)(Rawls, *A Theory of Justice*, p. 89, l. 8~13)

の基本原則であり、これに対し第二原理は、「非理想的正義論」における〈不平等な自由〉の制限が行われている場合に対処するための望ましい原理としてロールズが提示したものであると考えている。

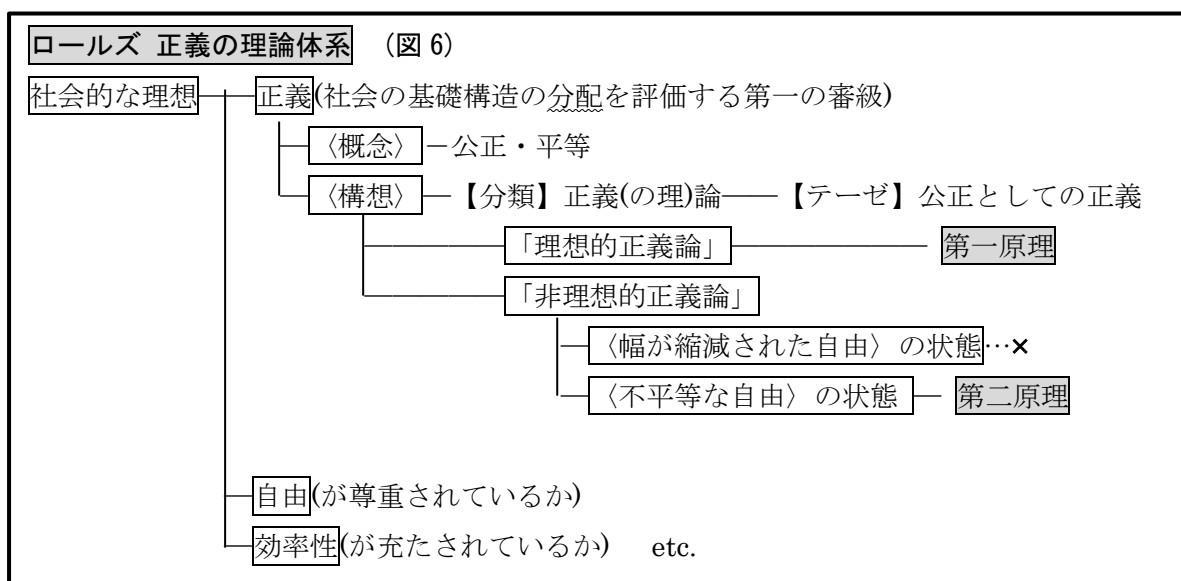
この章では、上記の仮定の主張と、それに基づいて行われるロールズ正義論の解釈——正義の定義づけ・理論体系、自由の概念、優先ルールとの整合性についてなど——を検討していきたい。

第1節 「正義」と「自由」、議論体系とその解答

(1)正義の理論体系と「公正としての正義」の立ち位置

ロールズは第一原理と第二原理の住み分けについて、次のように語っている。第一原理は基本的な諸自由を規定し確保する社会的システムに対して適用され、第二原理は所得と富の分配および職権と責任の格差を活用した諸組織の設定という側面に適用される。さらに第二原理は地位の開放性の保持、さらにはその制約のもとで各人の便益となるように社会的経済的不平等の調整を図るとしている⁷。これは、社会の基礎構造が正義にかなっているかどうかを判断するときどちらの原理を適用するか、という視点からの第一原理・第二原理の住み分けである。

しかし私は第一原理と第二原理の住み分けは上記のような適用対象の違いからくるものだけではなく、理論体系における位置づけの違いもあるのではないかと考えている。先に提示した正義の立ち位置⁸と正義の理論の分類⁹とを考え合わせると、ロールズ正義の理論体系と公正としての正義の原理は下図6のようになると考えられる。



⁷ 参照：ロールズ『正義論』第2章第11節 (Rawls, *A Theory of Justice*, II-11)

⁸ 本稿第2章第2節(3)正義の立ち位置、図1 参照

⁹ 本稿第3章第2節 参照

なぜ第一原理と第二原理をこのような位置付けにあるとするのか。まず、ロールズの価値観として、本来はより卓越した生来の能力を持つに値するものは誰一人いないしより恵まれた社会生活のスタート地点を占めるに値するものもない、といったような極端な平等志向にあることは先に述べたとおりである¹⁰。その上で、本来は諸自由が平等に確保されることが望ましいとしながらも(第一原理)、だからと言って諸差別、つまり生まれ落ちた境遇・環境・各種地位などの社会制度を無視・廃絶するのではなく、そのような偶発性が最も不運なひとびとのために機能するよう基礎構造を編成するべしと説いた(第二原理)と捉えると整合的でないだろうか。つまり、第一原理は達成すべき正義にかなった社会構造の提示である「理想的正義論」における解答としての正義の原理を、第二原理は正義がどのように不正義に対処すべきかという問いかけである「非理想的正義論」に対する解答としての正義の原理を、それぞれ提示しているのではないか、というのが私の見解である。

この仮説に基づいて図6の理論体系全体に目を向けてみよう。第2章第2節で述べたように、ロールズは、正義の役割とは、複数の社会構成のうちからどれを選ぶか・分配上の取り分に関する合意事項を確定することであり、社会の基礎構造における義務と権利の割り当て方を規定し、社会的な協働がもたらす便益と負担の適切な分配を定めること、としている。これは彼の分類で言うところの〈正義の構想〉の段階を指し、我々が正義の議論でなすべきは、利益の分割を定める諸原理や折り合いの原理(正義の概念)を追及することではなく、それらを適切に行うための「考慮事項」や「解釈」(正義の構想)を提示することだとしている。

つまり、彼の中での正義の概念は正義論において議論されるより以前の段階で定まっており、我々が正義論で考えるべき問題は、その概念を達成するためにはどのような事を我々は考慮すべきか、という点になる。そして、彼にとっての正義の概念とはすなわち公正・平等の事¹¹を指すと考えると理にかなうように思われる。彼は常に平等な社会を達成するためには、という事を目的として正義の構想に臨んでいる(※第3章第1・3節参照)ように感じられるし、正義論においても議論の中心となったのは公正・平等を達成するには何を考慮すべきか、という「評価基準」を論じている。彼の提示した正義である「公正としての正義」はまさに〈概念〉に対する〈構想〉の関係をなしており、この論理構成こそがロールズの求めた正義論のあり方ではないだろうか。

その上で、彼は正義の理論を「理想的正義論」「非理想的正義論」(※筆者命名)の大きく2つに分類し、非理想的正義論の中でも自由の制限のされ方に応じて〈幅が縮減された自由〉の状態と、〈不平等な自由〉の状態に分類している(※本節図6、第3章第2～3節参照)。

従ってこれらのことを考え合わせると、最終的に正義の原理として提唱された「公正と

¹⁰ 本稿第3章第3節 参照

¹¹ ここでいう平等とは第3章第3節にあるロールズの考える平等を指す

しての正義」の第一原理は「理想的正義論」における理想状態を保持するための原理の「考慮事項」で、社会の基礎構造の中でも諸自由を規定し確保するシステムに適用される正義/不正義を判断する「判断基準」であり、同様に第二原理は「非理想的正義論」の〈不平等な自由〉が存在する場合により望ましい社会を追い求めるための原理の「考慮事項」であり、所得と富の分配および職権と責任の格差を活用した諸組織の設定という側面に適用される正義/不正義の「判断基準」であると考えられる。

(2) ロールズにとっての自由

次に、先に提示した仮説による場合、ロールズの言う「自由」の定義について私の解釈を述べておく。図 6 においてもロールズは、社会的な理想評価項目「正義」における平等で基本的な諸「自由」の保障公正としての第一原理と、社会的な理想評価項目「自由」の観点としての「自由は保障されているか」という項目の存在¹²という、二つの視点で評価基準としての自由の導入を主張した。私は、前者の自由とは現在でいう狭義の「自由権」だけを保証するものであり、たとえ幅が縮減されていても平等であるならば正義にかなうとみなされるのに対し、後者の自由は個々人の自由の保証が十分になされているかという保証の程度を問うものであるのではないかと考えている。後者の自由が社会権も含む広義の自由まで守備範囲としているかは正義論本文に記述がないため定かではない。いずれにせよ、それぞれの違いは社会構造の評価において、正義にかなっているかという視点か、完全な自由の保証がなされているかという視点かであり、それによって求められる自由の程度も異なっているのではないかとというのが私の意見である。

補足して言うと、第 3 章第 3 節でも言及したように（正義の理論の分類表参照）、平等だが自由が縮減される制約について、ロールズは「制約が正義にかなうかという問題は発生しない」としており、換言するならばこの分野が正義論の守備範囲外であるとしている。したがって、ここで論点とされる「人間の暮らしの不可避免的な限界や偶発性に対処する最善の方法は何か」という問題は、理想社会を追い求める際に正義の観点ではなく自由の観点において考えられる問題なのかもしれない、と私は考えている。

(3) 優先ルール

ロールズは「第一原理が第二原理よりも優先される」という優先ルールを主張しているが、この優先ルールも先の仮説における第一原理と第二原理の立ち位置と整合的であると私は考えている。正義の理論の分類表の三行目にもあるように、「理想的正義論」がまず達成すべき正義と社会の構想を提示するのに対し、「非理想的正義論」はそれが達成されない、つまりは自由が制限されている場合においてはじめて考えられる理論であり、我々がその場合どのようにふるまうべきかを問う分野である。その中でも自由が不平等に制限される場合にそれが正義にかなっているかどうかを見極める原理こそが「公正としての正義」の

¹² 本稿第 2 章第 2 節 参照

第二原理である。第一原理が基本的な指針を示すものとする、第二原理はいわば例外に対処するための方針のような役割をもつ。

したがって、第一原理が第二原理に優先するということは、このような正義の理論体系においても整合性を保つことができると言えよう。

第2節 まとめ

最後に、ロールズが正義論で目指していた「正義にかなった社会の構想」とはどのようなものだったのかを今一度確認しておきたい。先ほど指摘したように、彼の正義論の根底の価値観として、自然的・社会的偶発性が最も不運なひとびとのために機能するよう基礎構造を編成するべきであるという考え方と、平等（または公正）の達成という正義の概念がうかがい得る。これらが達成されることが彼にとって「正義にかなった」社会であり、それを判断するための基準であり解釈である構想が、「公正としての正義」である。そして、第一原理は（筆者の言葉でいうならば）「理想的正義論」における議論、つまり好ましい状況下の秩序だった社会を特徴づける原理とはなにか、という問いに対する解答を、第二原理は「非理想的正義論」の〈幅が縮減された自由〉の制限の場合、つまりどのように不正義に対処せよと私たちに要求するのか、という問いに対する解答を、それぞれ提示しているように思われる。

従って、ロールズの提示した正義の原理として公正としての正義は、ある種社会構造の評価基準でしかなく理想社会への方針をしめすものではない、という解釈は誤りであると私は考えている。正義論の役割を正義の「構想」の提示とみなしたロールズだからここのような「評価基準」、つまり原理の解釈・判断の考慮事項を提示したのであり、正義を達成するための方法として「正義論」を展開したのである。そして彼の理想とした「正義にかなった」社会は確固として彼の中にあった。彼の正義の構想、それにおける公正としての正義の位置付け、役割、彼の根本的な価値観を、私はこのように解釈した。

おわりに

ロールズは『正義論』第2章第17節においてこのようにも述べている。

「社会は（ゆっくりと時間をかけつつ）少なくとも生来の能力の一般的水準を維持し、重大な諸欠陥の拡散を防止するための方策を講じるべきなのである。そうした方策は、契約当事者たちが後継者のために進んで同意すると考えられる諸原理によって導かれねばならない。」

「もし能力に上限があるならば（長い目で見て）私たちは成員が平等な才能を最大限に享受する最大限の平等な自由をかなえる社会へと最終的に到達するだろう——こう推測

してもよいかもしれない。」¹³

ロールズは、我々人間が一步ずつ、しかし着実によりよい社会を築くことに期待していた。だからこそ個人がより幸せな生活を送れるようにと平等な社会を理想像として思い描き、それを達成するために必要な公正としての正義を提唱したのではないだろうか。私はそのように感じている。

¹³ ロールズ『正義論』第2章第17節（145頁9～14行目）（Rawls, *A Theory of Justice*, p. 92, l. 30~p. 93, l. 2）

参考文献一覧

- ・ John Rawls, A Theory of Justice (revised edn, Harvard University Press 1999)
- ・ ジョン・ロールズ (川本隆史ほか訳) 『正義論 改訂版』 (紀伊國屋書店、2010年)
- ・ 中谷猛/足立幸男編著 『概説 西洋政治思想史』 (ミネルヴァ書房、1994年)
- ・ チャンドラン・クカサス、フィリップ・ペティット (山田八千子・嶋津格訳) 『ロールズ『正義論』とその批判者たち』 (勁草書房、1996年)
- ・ 仲正昌樹 『いまこそロールズに学べ』 (春秋社、2013年)
- ・ 深田三徳・濱真一郎編著 『よくわかる法哲学・法思想』 (ミネルヴァ書房、2007年)
- ・ マイケル・サンデル (鬼澤忍訳) 『これからの「正義」の話をしよう』 (早川書房、2010年)
- ・ 仲正昌樹 『西洋思想の知恵 マキャベリからサンデルまで』 (法律文化社、2013年)